

シルバー人材センターにおける適正就業について

1 シルバー人材センターとは

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。
- シルバー人材センターの目的

高齢者の生活の充実	高齢者の生きがいの充実
	高齢者の生活の安定
地域社会への貢献	地域社会の維持・発展
	現役世代の下支え
	企業などの人手不足の解消

2 シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間

● シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的又は軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月 10 日以内、または、おおむね週 20 時間をこえない範囲となります

● このため、シルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが 1 人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法（ローテーション就業）が基本となります

3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(1) 請負

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行う形態です
- シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します
- 会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できません

注) シルバー人材センターの就業形態にはほかに(2)「委任」、(3)「派遣」、(4)「職業紹介」がありますが、大島町シルバー人材センターでは現在「請負」のみ取り扱っているため、ここでは他の就業形態については触れていません

以上、適正就業ガイドライン（国により作成）の会員向け抜粋です。

（国より、東京しごと財団経由で、シルバー会員に周知徹底を図るよう指示）

当センターでは、日頃より東京しごと財団による適正就業巡回指導を受け、平成 29 年度には、スクールバス等の自動車運行業務契約の返上に至りました。

今後、安全で適正な就業を推進するためにも、皆様のご理解及びご協力をお願いします。

特に、就業日数、就業時間の適正化を図るためには、会員の皆様のご理解をいただいたうえでより一層の会員拡大等に努めなければと考え、改めましてご協力をお願いします。